

議案第 22 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成 12 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを削り、同条の前に見出として「（介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会）」を付し、同条第 1 項中「「協議会」を「「運営協議会」という。」及び川崎市地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括運営協議会」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条の次に次の 2 条を加える。

第 5 条の 2 運営協議会は、次条第 1 項に規定する事項を除き、介護保険事業の運営に関する事項のほか、介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

2 運営協議会は委員 20 人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験のある者

(3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者

(4) 事業者の団体の代表者

(5) その他市長が必要と認めた者

3 この条例に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条の3 地域包括運営協議会は、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）、法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

2 地域包括運営協議会は委員10人以内で組織し、委員は次に掲げる者たちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者

(3) 事業者の団体の代表者

(4) 被保険者

(5) その他市長が必要と認めた者

3 地域包括運営協議会の下部組織として、各区に区地域包括支援センター運営協議会（以下「区地域包括運営協議会」という。）を置く。

4 区地域包括運営協議会は、当該区における地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項並びに法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項について調査審議する。

5 区地域包括運営協議会は委員8人以内で組織し、委員は第2項各号に掲げ

る者のうちから、地域包括運営協議会の意見を聴いて、市長が委嘱する。

6 この条例に定めるもののほか、地域包括運営協議会及び区地域包括運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条中「第115条の48」を「第115条の49」に改める。

第8条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「30,087円」を「33,244円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）第22条第21号イの規定により要保護者とみなされた者に限る。）

第8条第1項第2号中「30,087円」を「33,244円」に改め、同号ア中「第39条第1項第2号イ」を「第39条第1項第1号ハ」に改め、同号イを次のように改める。

イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者（前号イに該当する者を除く。）

第8条第1項第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 43,217円

(4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 49,866円

(5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 59,839円

(6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 66,487円

第8条第1項第7号中「66,191円」を「76,460円」に改め、同号ア中「合計所得金額」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」を加え、同号イ中「要保護者」の次に「（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護

者をいう。以下同じ。」を加え、「保護を」を「保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を」に、「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「72, 208円」を「83, 109円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「90, 260円」を「99, 731円」に改め、同号ア中「3, 500, 000円」を「2, 900, 000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第13号中「138, 398円」を「152, 921円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「126, 364円」を「139, 623円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「114, 329円」を「126, 326円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「102, 295円」を「113, 028円」に改め、同号イ中「第12号イ」を「第13号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 106, 380円

ア 合計所得金額が2, 900, 000円以上3, 500, 000円未満

であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

第12条第4項中「若しくは口又は第8条第1項第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ」を「、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口若しくは第5号口又は第8条第1項第7号イ」に、「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の川崎市介護保険条例（以下「新条例」という。）第5条の規定により設置される川崎市地域包括支援センター運営協議会に相当する合議体の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第5条の3第2項の規定により川崎市地域包括支援センター運営協議会の委員と、同条第3項の規定により設置される区地域包括支援センター運営協議会に相当する合議体の委員である者は、同日に、同条第5項の規定により区地域包括支援センター運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 3 新条例第8条第1項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定めること、川崎市地域包括支援センター運営協議会を設置すること等のため、この条例を制定するものである。